

議案第38号

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「6歳から18歳に達するまで」を「18歳未満」に改める。

第12条の見出し中「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改め、同条第1項中「がん具」を「玩具」に、「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改め、同条第2項及び第5項中「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改め、同条第6項中「がん具刃物等の」を「玩具刃物等の」に、「有害ながん具刃物等」を「有害な玩具刃物等」に、「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

第13条第1項中「によるがん具刃物等」を「による玩具刃物等」に、「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「又はがん具刃物等」を「又は玩具刃物等」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に改め、同条第2項中「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に、「がん具刃物等で」を「玩具刃物等で」に改める。

第14条第1項中「がん具刃物等の」を「玩具刃物等の」に、「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に改め、同項第4号中「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に改める。

第15条第1項中「がん具刃物等自動販売業者」を「玩具刃物等自動販売業者」に、「がん具刃物等自動販売機管理者」を「玩具刃物等自動販売機管理者」に、「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

第22条の見出し及び同条第1項中「いん行」を「淫行」に改める。

第26条第4項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第26条の2第1項中「書面」の次に「（当該事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第2項中「含む。以下」を「含む。第4項において」に改め、同条第3項中「書面」の次に「（当該事項を記録した電磁的記録を含む。第5項において同じ。）」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前2項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前2項の書面の保存に代えて当該書面の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を保存すること

ができる。

第26条の3第1項第4号中「がん具刃物等」を「玩具刃物等」に改める。

第28条第4項第4号中「有害がん具刃物等」を「有害玩具刃物等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第12条から第15条まで、第22条、第26条から第26条の3まで及び第28条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

青少年の定義の見直しを行う等のため、所要の改正をしようとするものである。